

# 奈良県総合医療センター安全管理指針

## 1. 安全管理指針の目的

この指針は、医療事故の予防策・再発防止策、並びに発生時の適切な対応など、当院における医療安全管理を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

## 2. 安全管理に関する基本的な考え方

### (1) 医療事故の現状認識

近年における医療事故は、医療の高度化・複雑化、高齢者や複合病変を有する患者の増加等により、発生件数は増加傾向にある。

当院においても、「患者安全」の観点から、医療事故の予防策・再発防止策を推進することはきわめて重要な取り組みである。

### (2) 医療安全に関する基本姿勢

当院の医療安全活動においては、「人間は誰でも間違える」という観点に立ち、医療事故を起こした個人の責任を追及するのではなく、医療事故を発生させた院内の医療システムの不備や不十分な点に着目し、その根本原因を究明して、これを改善していくことを主眼とする。

また、「常に、医療事故を未然に防ぐのだ」という強い信念のもと、患者に信頼される医療サービスの提供と医療の質の向上を追求することを本院の医療安全の基本姿勢とする。

こうした基本姿勢を基盤にした医療安全活動の重要性を各部署及び全職員に周知徹底し、院内共通の課題として積極的な取り組みを継続的に行う。

### (3) 安全管理の具体的な推進方策

#### ① 安全管理体制の構築

医療事故予防並びに事故発生の緊急対応について、院内全体が有機的に機能するシステムとして整え、一元的で効率的な医療安全管理体制を構築する。

#### ② 医療事故（アクシデント）、ヒヤリ・ハット（インシデント）等の報告制度の確立

医療安全意識の醸成と具体的な予防・再発防止策に資するため、医療事故やインシデントの情報収集・分析・評価・対策立案を的確に行う体制を構築する。

③ 職員に対する安全教育・研修の実施

当院における医療安全に関する基本的な考え方や個別事案に対する予防策・再発防止策の周知徹底のため、職員全体を対象にした教育・研修を計画的に年2回は実施する。なお、各職種ならびに専門領域については、適宜実施する。

④ 事故発生時の対応方法の確立

事故発生時には、患者の安全確保を最優先するとともに、直ちに医療安全推進室に報告する。医療安全推進室は、事故対応を診療科ではなく病院として支援する。

事故の原因を究明し再発防止策を早期に職員に周知徹底する。

⑤ 相談窓口の設置

患者および職員からの苦情や相談等に対応するための相談窓口を設置する。医療相談担当の職員が適正に対処する。

\*上記の「奈良県総合医療センター安全管理指針」を着実に推進するために、別途「奈良県総合医療センター医療安全管理委員会」及び「奈良県総合医療センター医療安全管理委員会ワーキンググループ部会」を設置し、「奈良県総合医療センター医療事故防止マニュアル」により行う。

また、医療事故が発生した時の対応は「奈良県総合医療センター医療事故マニュアル」に沿って行うこととし、「奈良県総合医療センター医療事故対策委員会」が対処する。

附 則

平成26年4月1日一部改正

平成29年10月1日一部改正